

ひこねキャンドルナイト実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、ひこねキャンドルナイト実行委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 100万人のキャンドルナイトに参加すると共に、市民の手作りのイベントを開催することにより街の活性化と観光客の誘致促進を図りながら、低炭素社会実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)ひこねキャンドルナイトの実施に関すること。
- (2)その他委員会の目的達成に必要な事業。

(構成)

第4条 委員会は、別表に掲げる職等にある者をもって構成する。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

実行委員長 1名
副実行委員長 若干名
会計監事 2名

2. 実行委員長・副実行委員長・会計監事は委員の中から互選する。

(名誉会長および顧問)

第6条 委員会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 名誉会長および顧問は、実行委員長が推挙する。

(役員の仕事)

第7条 実行委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

2. 副実行委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 会計監事は会計を監査する。

(任期)

第8条 役員の仕事は1年とする。

(部会)

第9条 当実行委員会に部会を設置する事が出来る。

2. 部会は、実行委員長が必要に応じ設置する事が出来る。
3. 会計監事は会計を監査する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、必要の都度実行委員長が召集し、次の事項を審議決定する。

- (1)事業計画、予算および決算に関すること。
- (2)その他、委員会の運営に関する事項。
 2. 会議においては、事務局長が議長となる。
 3. 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは実行委員長の決するところによる。

(事業計画、予算および決算)

第11条 委員会の事業計画および予算は、委員会の議決を経てこれを定め、決算は、監事の監査を経て委員会の承認を得るものとする。

(会計)

第12条 委員会の経費は、補助金・委託金・協賛金・募金、その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第13条 委員会の事務局は、彦根市本町2-1-3「夢京橋あかり館」に置く。

(実行委員長への委任)

第14条 本規約に規定されていない事項に関しては、実行委員長は副実行委員長、事務局長と協議の上、適宜これを処理することができる。

付則 この規約は、平成21年6月3日から施行する。